

民泊の健全な経営と指導体制の強化を求める意見書

近年、訪日外国人観光客の増加や都市部の宿泊需要の高まりを背景に、全国的に住宅宿泊事業、いわゆる「民泊」の届出・運営が増加している。民泊は観光振興や空き家活用といった面で一定の効果が認められる一方で、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例も報告されるなど、社会問題にもなっている。

その中には、無許可や無届け営業、規定の日数を超える違法営業の民泊施設の存在をはじめ、不特定多数の利用者の出入りによる治安不安、騒音やごみ出しルールの違反、看板未設置などの地域住民の安心・安全を脅かすケースも確認されている。また、地域との対話や事業者の責任体制が不十分なまま事業が進められたことにより、トラブル発生時に適切な対応が困難となる事例も見受けられるなど、既存の法的枠組みの中で十分に対処できているとは言えない状況にある。特にトラブル発生時には当事者のみならず、民泊施設を所管する行政機関による適切な指導が求められるが、必ずしも体制が十分とは言えない。

よって国においては、民泊の健全な経営と指導体制強化のため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 無許可あるいは無届け営業に対する罰則を強化するとともに、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任の厳格化を図ること。
また、民泊経営を行う際、地域住民や管理組合等との事前協議及び合意形成を義務づけること。
- 2 地方公共団体の民泊施設の指導監督に係る人員や財政支援の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月7日

静岡県議会議長 竹内 良訓

衆議院議長	総務大臣	国土交通大臣
参議院議長	財務大臣	
内閣総理大臣	厚生労働大臣	

あて